

東京都立八王子南特別支援学校管理運営規程

5 八南特第 8 7 号
令和 6 年 4 月 1 日施行
校 長 決 定

第 1 目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立八王子南特別支援学校（以下「本校」という。）の管理運営に関し、必要な基本事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第 2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程に基づき、原則として文書（電子文書を含む。）により行う。

第 3 校長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第 4 副校長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 2 副校長は、校長の命を受け、所属職員（経営企画室の所属職員を除く）を監督し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

第 5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員（経営企画室の所属職員を除く）を監督する。

第 6 指導教諭

指導教諭は、生徒の教育をつかさどり、並びに主任教諭、教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

第 7 主任教諭

- 1 主任教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。
- 2 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
- 3 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- 4 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

第 8 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

第 9 校務分掌組織

- 1 校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。
- 2 分掌部
教務部、生活指導部、進路指導部を置く。
なお、各部の分掌内容は、別表 I のとおりとする。
- 3 学科・学年
学科として、普通科及び職能開発科を置く。
各学科には、第 1 学年、第 2 学年及び第 3 学年を置く。

4 教科・領域等

- (1) 普通科に、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、職業、家庭、保健体育、外国語(英語)、情報、教科・領域を合わせた指導(日常生活の指導、生活単元学習、作業学習、道徳)、特別活動、自立活動、総合的な探究の時間、その他必要な教科等を置く。
- (2) 職能開発科に、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、職業、家庭、保健体育、外国語(英語)、情報、特別活動、自立活動、総合的な探究の時間、キャリアガイダンスの時間(道徳、自立活動のねらいや内容を中心とした各教科等を合わせた指導)、職業に関する専門教科(食品コース、流通サービスコース)、その他必要な教科等を置く。

5 コース等

職能開発科には、職業に関する専門教科「家政」(系列)において食品コースを、「流通・サービス」(系列)において、流通サービスコース、事務・情報処理及び清掃の授業を置く。

6 企画調整会議

企画調整会議を置く。

7 職員連絡会

職員連絡会を置く。

8 教科会

教科会を置く。ただし、特別の事情があるときは、置かないことができる。

9 委員会

安全衛生委員会、学校防災教育推進委員会、学校安全委員会、学校危機管理委員会、学校いじめ対策委員会、学校保健委員会、学校給食運営委員会、食物アレルギー対応委員会、医療的ケア安全委員会、省エネ委員会、学校開放事業運営委員会、ホームページ管理運営委員会、教科書選定委員会、学校図書委員会、学校サポートチーム、業者選定委員会を置く。

なお、各委員会の分掌内容は、別表Ⅱのとおりとする。

10 学校運営連絡協議会

学校運営連絡協議会を置く。

11 部活動の指導

教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については、生活指導部の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する職員及び指導を委嘱された者が行う。

12 情報セキュリティ及び個人情報保護

情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、教務部の所掌とする。

13 その他

校長が必要と認めたときは、その他の分掌・委員会等の組織を置くことができる。

第10 経営企画室組織

経営企画室の事務は、経営、庶務、経理、施設、学事及び給食その他の事務とする。

第11 企画調整会議

1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校経営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、各学科主任とする。

なお、校長は必要に応じて、関係分掌等を代表する教職員等の出席を求めることができる。

3 開催

定例会は、原則として週1回開催する。

校長が招集し、その運営を管理する。

その他、必要な事項は、校長が定める。

職員連絡会

目的

職員連絡会（以下、「連絡会」という。）は校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

(1) 校長が学校の管理運営に関する方針を周知すること。

(2) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

構成員

常勤の教職員とする。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。

開催

定例会は、原則として月 1 回開催する。

招集

校長が招集し、その運営を管理する。

司会

校長が選任する。

記録

校長が記録者を選任する。記録者は、連絡会の要旨を連絡会録として取りまとめ、連絡会終了後、直ちに連絡会録を校長に提出し、連絡会の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。

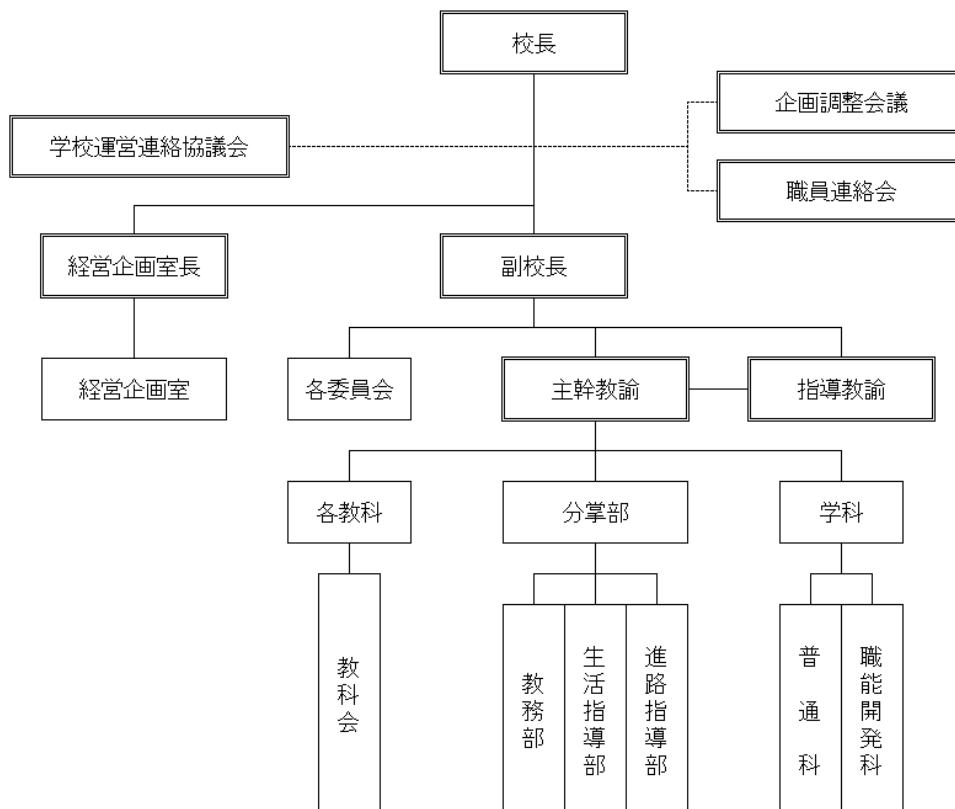
運宮

校長の意思決定に資するため、職員連絡会において、必要に応じて構成員の意見を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

分掌組織図

掌握組織図は、次のとおりとする。

なお、指導教諭は配置されないことがある。



第14 人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が定める。

第15 予算

- (1) 校内予算の編成等については、「東京都立学校の予算編成等に係わる規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。
- (2) 校内予算の円滑な編成等のために、予算調整会議を設置する。

第16 校内規定

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

第17 情報開示

この規程及び校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

附則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表Ⅰ 各分掌の内容

分掌名	内 容
教務部	(教育課程系) 教育課程全般、教育計画作成及び進行管理、指導要録、出席簿の作成及び管理、統合型校務システム、儀式的行事の立案・実施、教科書関係、教育実習関係、諸計画の作成及び管理、保護者会、個人面談、授業参観等の実施、教室、特別教室等の使用割当等 (庶務系) 学校要覧、介護等体験の受け入れ等、図書室の環境整備、蔵書管理(図書室) 図書支援員との連携、TAIMS 端末操作支援、システム管理周辺環境に関する業務、教材・教具関係等 (教育情報系) 生徒の情報教育の推進、タブレット端末 (ICT)、オフィス 365 に関する業務、IT 機器・物品管理、学校ホームページの管理運営等 (教育相談・学事系) 教育相談、高等部入学相談、転退学事務、入学者選考、学校生活支援シートの作成及び進行管理、学校説明会等の企画・実施、学校広報に関すること、発達支援エリアネットワーク、特別支援教育専門心理士等関係・外部専門員に関すること等 (地域支援系) 学校生活支援シート作成・更新、学校間交流、理解充実事業、学校開放運営事業、近隣等との連携等
生活指導部	(生徒指導・防災系) 生活指導全般、安全指導関係、防災教育関係、スクールバス関係、通学・下校指導関係、安全・防災に関する教職員研修、部活動関係等 (保健給食系) 保健・環境衛生関係、食育指導関係、給食に関する届出関係、アレルギー対応、スクールカウンセラー関係、保健室の運営に関すること等
進路指導部	進路指導関係全般、就業体験・実習関係、企業及び福祉関係機関との連携、卒業生対応、特別専門講師・外部専門員に関すること等

別表Ⅱ 各委員会の内容

委員会名	内 容
安全衛生委員会	労働安全衛生法第19条、東京都立学校職員健康管理規則、東京都立学校安全衛生組織等設置規程第12条に基づく教職員の労働安全の確保、健康障害の防止に関わる協議
学校防災教育推進委員会	地域と連携した防災教育の在り方及び推進に関する協議
学校安全委員会	災害等発生時や緊急事態における学校の安全対策に関する審議
学校危機管理委員会	「学校危機管理マニュアル」（平成25年改訂）に基づき、防災等の危機管理、学校防災体制の検証及び体制強化の審議
学校いじめ対策委員会	いじめの防止、早期発見、いじめへの対処に関する組織的対応
学校保健委員会	学校保健安全法第5条、学校保健法及び同法施行令等の施行に伴う実施基準について（昭和33年6月16日文体保第55号）等に基づく学校保健安全計画、児童・生徒の健康や保健衛生に関する協議
学校給食運営委員会	給食業者の選定、給食に関する審議
食物アレルギー対応委員会	「学校におけるアレルギー疾患対策について」（平成25年7月31日）、食物アレルギー緊急時対応マニュアル等に即した学習活動等におけるアレルギーに関する適切な対応の審議
医療的ケア安全委員会	医療的ケアの安全な実施に関する事項の検討、実施体制の充実、保護者や医療機関等との連携、実施体制の充実
省エネ委員会	省エネルギーの推進、省エネの具体的な指針作りや行動計画の提示
学校開放事業運営委員会	都立学校開放事業実施要綱に基づく施設開放に関する審議、運営等
ホームページ管理運営委員会	ホームページ管理規程・運営方法等に関する審議
教科書選定委員会	当該年度の教科書の選定に関する審議
学校図書選定委員会	学校で購入すべき図書の検討
学校サポートチーム	問題行動の未然防止や早期解決に向けた取組みに対する指導・助言
業者選定員会	学校徴収金事務取扱規程第13条の規程に基づく学校行事等に係る経費の審議
予算調整会議	「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づく校内予算を編成の審議・調整